

函館市火災予防公表要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市火災予防条例（昭和48年函館市条例第18号。以下「条例」という。）第55条の3ならびに函館市火災予防規則（昭和56年函館市規則第2号。以下「規則」という。）第20条および第21条の規定に基づく公表（以下「公表」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公表該当違反 立入検査で確認した不備事項のうち、規則第20条第2項に該当するものをいう。
- (2) 公表予定日 立入検査の結果を通知した日の翌日から起算して、規則第21条第1項に規定する日数を経過した日（その日が函館市の休日を定める条例（平成3年函館市条例第2号）第1条に規定する市の休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い市の休日でない日）をいう。

(公表の責務)

第3条 消防長は、防火対象物を利用する者および利用しようとする者自らが防火対象物の安全に関する情報を入手し、防火対象物の利用について判断できるよう、公表事務を適正に行わなければならない。

(公表該当違反の取扱い)

第4条 規則第20条第2項に規定する屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備が設置されていないとは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備（以下「屋内消火栓設備等」という。）の設置が義務付けられている防火対象物において、屋内消火栓設備等（これらの設備に代えて用いることができる消防法施行令（昭和36年政令第37号）第29条の4に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を含む。）が一切設置されていないものとする。

(公表該当違反の確認等)

第5条 査察員（函館市火災予防査察規程（平成27年消防本部訓令第8号。以下「規程」という。）第2条第9号に規定する査察員をいう。以下同じ。）は、防火対象物の立入検査において、公表該当違反の疑いがあると認めるときは、違反内容を特定するため、必要事項について調査しなければならない。

2 前項に規定する調査は、必要に応じて指導課および消防署が連携して行うものとする。

3 査察員は、第1項に規定する調査の結果、公表該当違反を確認したときは、公表該当違反がある防火対象物の関係者（以下「防火対象物関係者」という。）に対して、口頭により改善指導および公表についての説明を行うものとする。

4 査察員は、公表該当違反を確認したときは、公表調査報告書（別記第1号様式）に、防火対象物関係者に対して交付する前の立入検査結果通知書（規程第22条第1項に規定する通知書をいう。以下同じ。）を添えて消防署長に報告し、決裁の後、これを交付するものとする。

5 前項に規定する立入検査結果通知書は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備のうち、公表該当違反の原因となる消防用設備等の設置指導に関すること。

(2) この立入検査の結果を通知した日の翌日から起算して14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合は、函館市火災予防条例第55条の3に基づき、防火対象物の名称、所在地および違反内容を公表することがあること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、不備事項の改善指導に関すること。

(公表該当違反の報告)

第6条 消防署長は、前条第4項の報告を受けた同項に規定する立入検査結果通知書を交付したときは、公表該当違反報告書（別記第2号様

式)により、消防長に報告するものとする。

(公表の決定)

第7条 消防長は、前条の報告を受け、公表該当違反があると認めた場合は、防火対象物の公表を決定するものとする。

(公表する旨の通知)

第8条 消防長は、前条の決定をしたときは、防火対象物関係者に対し、公表予定日の7日前までに公表通知書(別記第3号様式)により公表する旨を通知するものとする。

2 消防長は、公表通知書を交付するときは、名あて人に直接交付し、受領書(別記第4号様式)を求めるものとする。ただし、受領拒否その他の理由により直接交付することができないときは、配達証明または配達証明付き内容証明により郵送するものとする。

(公表)

第9条 規則第21条第1項に規定するインターネットを利用して閲覧に供する方法は、函館市のホームページへの掲載とし、違反対象物一覧表(別記第5号様式)により行うものとする。

(公表の削除)

第10条 消防署長は、公表該当違反が是正されたと認める場合は、公表該当違反是正報告書(別記第6号様式)に次の各号に掲げる資料を添付し、消防長に報告するものとする。

(1) 是正状況が確認できる資料

(2) その他必要と認める資料

2 消防長は、前項の報告により公表該当違反が是正されたことを確認した場合は、公表している情報を削除するものとする。

(適用除外)

第11条 条例第41条第1項の規定は、公表該当違反については、適用しない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第5条関係）

年 月 日

消 防 署 長 様

所 属

職・氏名

公表調査報告書

防火対象物の関係者 で権原を有する者	住 所			
	氏 名	(法人の場合は、名称および職氏名)		
防火対象物の名称 および所在地	所在地	函館市		
	名 称			
防火対象物の概要	用 途	構 造	階 層	規 模
				建面積 m ²
				延面積 m ²
公表該当違反設備	<input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備			
公表該当違反状況 (調査内容等)				
立入検査関係事項	立入検査実施日		立入検査結果通知書 交付予定日	
	年 月 日		年 月 日	
公 表 関 係 事 項	公表通知書 交付予定日		公表予定日	
	年 月 日		年 月 日	
備 考				

注 該当する□にはレを記入すること。

別記第2号様式（第6条関係）

年 月 日

消 防 長 様

消 防 署 長

公表該当違反報告書

防火対象物の関係者 で権原を有する者	住 所			
	氏 名	(法人の場合は、名称および職氏名)		
防火対象物の名称 および所在地	所在地	函館市		
	名 称			
防火対象物の概要	用 途	構 造	階 層	規 模
				建面積 m ²
				延面積 m ²
公表該当違反設備	<input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備			
公表該当違反状況 (調査内容等)				
立入検査関係事項	立入検査実施日		立入検査結果 通知書交付日	
	年 月 日		年 月 日	
公 表 関 係 事 項	公表通知書 交付予定日		公表予定日	
	年 月 日		年 月 日	
備 考				

注 該当する□にはレを記入すること。

別記第3号様式（第8条関係）

公表通知書

第 号
年 月 日

様

函館市消防長

印

あなたの所有・管理・占有する防火対象物に関して、年 月 日に立入検査結果通知書により通知した違反（函館市火災予防規則第20条第2項）のうち、現に違反が認められるものについて、函館市火災予防条例第55条の3の規定により下記のとおり公表します。

記

1 公表する事項

防火対象物	名称	
	所在地	
違反の内容		

2 公表の方法

函館市ホームページへの掲載

3 公表予定日

年 月 日

備考 1の法令違反の内容を是正した場合は、問合せ先に連絡してください。公表予定日前に違反の是正を確認したときは、当該違反事実について公表しません。既に公表している場合は、当該違反事実の情報を削除します。

問合せ先

函館市 町 丁目 番号

函館市消防本部指導課指導担当（消防署予防担当）

電話 0138（ ）

別記第4号様式（第8条関係）

年 月 日

函 館 市 消 防 長 様

住 所

氏 名

受 領 書

年 月 日付け第 号の公表通知書は、確かに受領しました。

別記第5号様式（第9条関係）

違反対象物一覧表

防 火 対 象 物		違 反 の 内 容			公表日
名 称	所 在 地	違反指摘事項	根拠法令等の条項	違反の位置等	

別記第6号様式（第10条関係）

年 月 日

消 防 長 様

消 防 署 長

公表該当違反是正報告書

防火対象物の関係者 で権原を有する者	住 所			
	氏 名	(法人の場合は、名称および職氏名)		
防火対象物の名称 および所在地	所在地	函館市		
	名 称			
防火対象物の概要	用 途	構 造	階 層	規 模
				建面積 m ²
				延面積 m ²
公表該当違反設備	<input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備			
公表該当違反の 是 正 状 況				
立入検査関係事項	立入検査実施日		立入検査結果 通知書交付日	
	年 月 日		年 月 日	
公 表 関 係 事 項	公 表 日		是 正 確 認 日	
	年 月 日		年 月 日	
備 考				

注 該当する□にはレを記入すること。